車輌火災には自動車用消火器！
イザ！！そのときクイック対応。

■振動にもガッチリ固定、取り外しワンタッチの専用ブラケット。
■ホースを外すのもカンタン。だから、素早い消火活動。

粉末(ABC)消火器 業務用 加圧式 自動車用

◎国家検定合格品/グリーン購入対象製品◎

◎A(普通)火災・B(油)火災・C(電気)火災やプロパンなど、あらゆる原因の初期火災をスピード消火。
◎消火器の状態が一目でわかるロックマーク。とれているものは使用済み。
◎独自の防湿機構で湿気やホコリをシャットアウト!
◎ストップ付!放射を一時的にストップできる。

STOP YPM-10・20対応

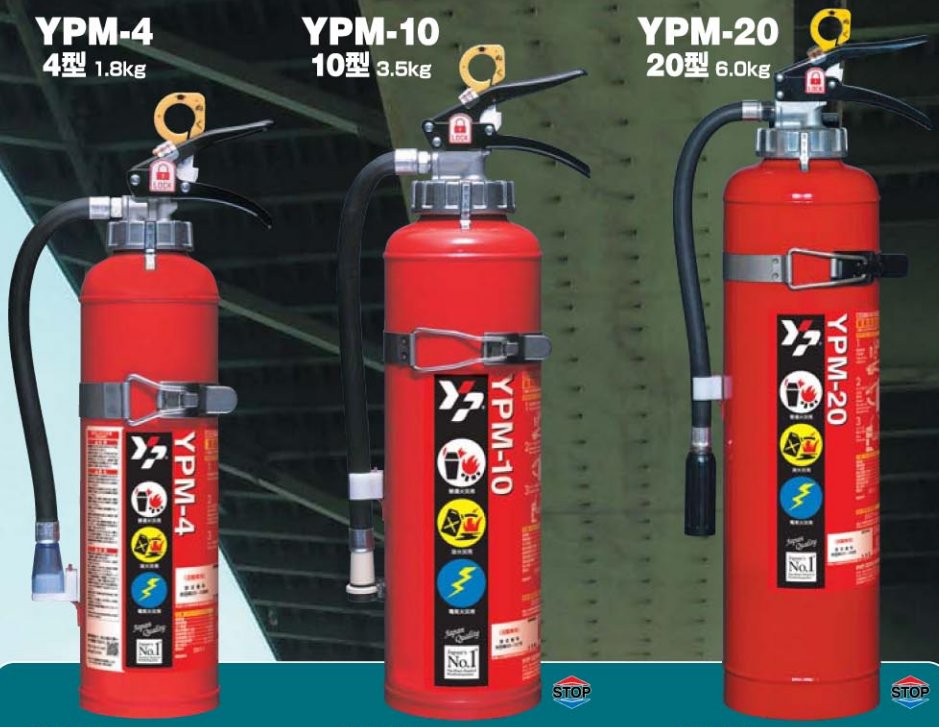

YPM-4	YPM-10	YPM-20
4型 1.8kg	10型 3.5kg	20型 6.0kg
税込価格 14,175円	税込価格 19,425円	税込価格 28,035円
標準小売価格 13,500円	標準小売価格 18,500円	標準小売価格 26,700円

※商品を購入する際には、税込価格のほかに別途リサイクルシール代(非課税)が必要となります。

●使用方法

1 安全栓を引き抜く
Pull out the safety pin.

2 ホースをはずし火元に向ける
Release the hose and point the nozzle at the base of fire.

3 レバーを強くにぎる
Grip the levers.

■詳細な取扱説明書をダウンロード出来ます。
http://www.yamatoprotec.co.jp/product_matrix/

新規格対応品

消火器の安全に関する表示を充実

近年発生した老朽化消火器の破裂事故にかんがみ、消火器の標準的な使用期限や廃棄時の連絡先、ISO絵表示等、安全上の注意事項等について表示を義務付ける「消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」(平成22年総務省令第111号(2011年1月1日施行))に対応しています。

●適応火災表示マーク

【普通火災用】	【油火災用】	【電気火災用】
A火災	B火災	C火災
白色円のマーク	黄色円のマーク	青色円のマーク

消火器の銘板には適応火災を示すマークがアイコンで分かりやすく明示されています。

※旧型式消火器は11年間は設置可能。 改正前の規格に基づいて既に防火対象物に設置されている消火器等については、施行後11年間は特例として設置が認められます。(2021年12月31日まで)

●新銘板

●廃消火器リサイクルシステムは、使用期限をむかえた消火器を安全に回収して部品等をリサイクルする取り組みです。

2010年1月1日より廃消火器リサイクルシステムの運用が始まりました。これにより、現在使用中の消火器を廃棄する場合、リサイクルシールを購入して添付しなければなりません。システム開始後に製造する消火器は、製品出荷時にリサイクルシール付で販売します。老朽化消火器による事故の発生を防止するためにも、ご協力をお願いいたします。

ヤマトプロテック株式会社

粉末(ABC)消火器 業務用 加圧式 自動車用

国家検定合格品/グリーン購入対象製品

YPM-4・10・20

業界初、2次元バーコードによるバーチャル・トレーニング

http://yp-vt.net/alltop/3.html

ちきゅうにやさしい

再生消火薬剤を60%以上使用
回収およびリサイクルシステムを持つ

認定番号第10127003号

あらゆる火災をスピード消火

木材や紙などが燃えるA(普通)火災はもちろん、B(油)火災、C(電気)火災やガス火災など、あらゆる原因の出火をスピード消火します。

STOP 断続放射が可能なストップ機構付ですので、効果的に消火活動ができます。(一度でも放射した場合は、必ず再充てんしてください)

※粉末(ABC)消火器の消火薬剤は、リン酸二水素アンモニウムを主成分とした超微粒子です。

YPリサイクルシステム

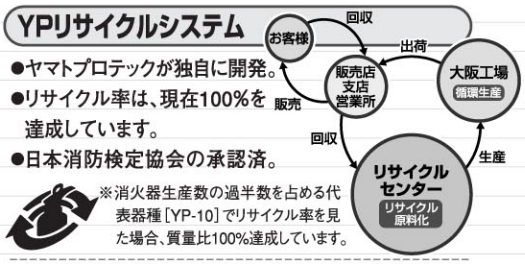

●ヤマトプロテックが独自に開発。

●リサイクル率は、現在100%を達成しています。

●日本消防検定協会の承認済。

※消火器生産数の過半数を占める代表器種[YP-10]でリサイクル率を見た場合、質量比100%達成しています。

回収された消火器の部材はリサイクルされます。不用になった消火器を処分する場合は、必ず販売店か製造元にご相談ください。

■構造図

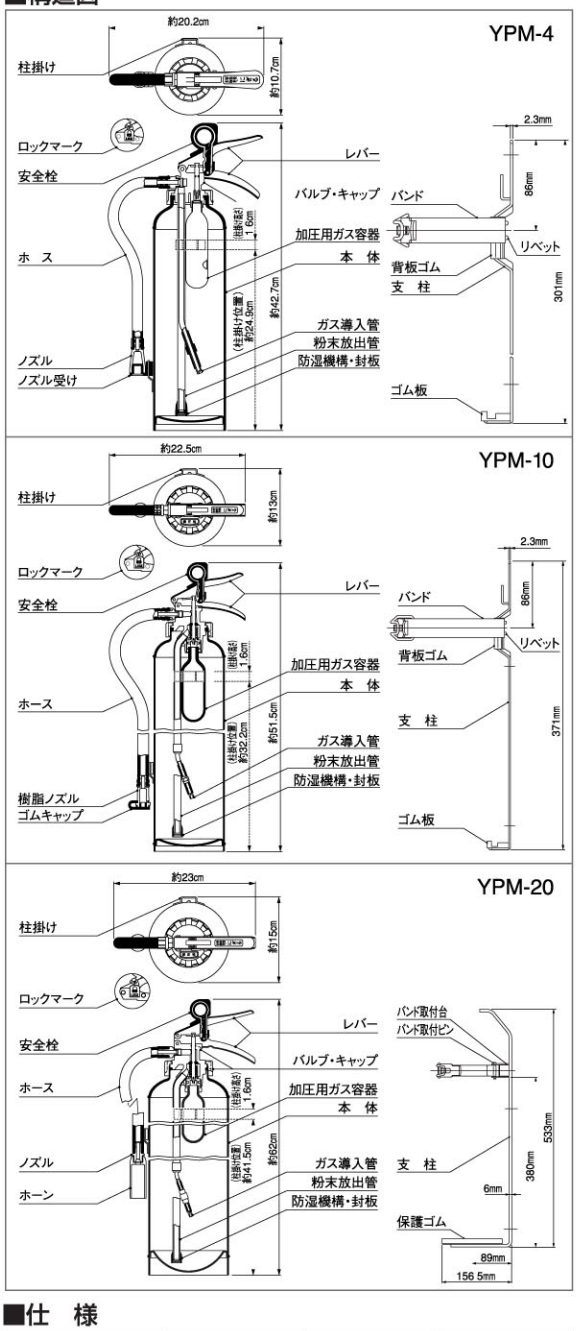

■仕 様

	YPM-4	YPM-10	YPM-20
総質量	約3.5kg	約6.4kg	約10.6kg
薬剤質量	1.8kg	3.5kg	6.0kg
全高	約42.7cm	約51.5cm	約62cm
全幅	約20cm	約22.5cm	約23cm
放射時間(20℃)	約12秒	約15秒	約19秒
放射距離(20℃)	3~6m	3~7m	3~7m
能力単位	A-1・B-3・C	A-3・B-7・C	A-5・B-12・C
使用温度範囲	−20℃~+40℃	−10℃~+40℃	−20℃~+40℃
型式番号	消㊒第23~108号	消㊒第23~101号	消㊒第23~109号

道路運送車輌の保安基準により、消火器を備えなければならない自動車

1・火薬類(第51条第2項各号に掲げる数量以下のものを除く)を運送する自動車(被けん引自動車を除く)。
2・危険物(政令別表に掲げる数量以上)の危険物を運送する自動車(被けん引自動車を除く)。
3・別表第一に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車(被けん引自動車を除く)。
4・150kg以上の高圧ガス(可燃性ガスおよび酸素に限る)を運送する自動車(被けん引自動車を除く)。
5・前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車。
6・放射性物質を運送する自動車
7・乗車定員11人以上の自動車
8・乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車
9・幼児専用車

●上記1~5までの自動車に積む消火器

対象運送物品 / 適応消火器	火薬類	危険物 第一類 アルカリ金属の過酸化物又はこれを含有するもの	危険物 第一類 その他のもの	危険物 第二類 鉄粉・金属粉もしくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの	危険物 第二類 引火性固体	危険物 第二類 その他のもの	危険物 第三類 禁水性物品	危険物 第三類 禁水性物品以外のもの	危険物 第四類	危険物 第五類	危険物 第六類	可燃物 可燃性固体類及び可燃性液体類	可燃物 その他のもの	高圧ガス 可燃性ガス	高圧ガス 酸素
霧状の強化液を放射する消火器で充てん量が8リットル以上のもの	●		●		●	●		●	●	●	●	●	●		●
炭酸ガスを放射する消火器で充てん量が3.2キログラム以上のもの					●				●			●			●
一塩化一臭化メタンを放射する消火器で充てん量が2リットル以上のもの					●				●			●			●
二臭化四ふっ化エタンを放射する消火器で充てん量が1リットル以上のもの					●				●			●			●
消火粉末を放射する消火器 りん酸塩類等の充てん量が3.5キログラム以上のもの			●		●	●			●		●	●	●	●	●
消火粉末を放射する消火器 ナトリウム又はカリウムの重炭酸塩の充てん量が3.5キログラム以上のもの		●		●	●		●		●			●		●	●

※●印は「対象運送物品」の欄に掲げるものに、当該左欄に掲げる「消火器」がそれぞれ「適応」するものであることを示す。

●上記6~9までの自動車に積む消火器

1・霧状の強化液を放射する消火器で、充てん量が6リットル以上のもの
2・炭酸ガスを放射する消火器で、充てん量が2.2キログラム以上のもの
3・一塩化一臭化メタンを放射する消火器で、充てん量が1リットル以上のもの
4・二臭化四ふっ化エタンを放射する消火器で、充てん量が0.4リットル以上のもの
5・消火粉末を放射する消火器で、充てん量が1.8キログラム以上のもの

●自動車に備える消火器は、次の基準に適合するものでなければならない。
1・消火器は、構造および性能が消防法第21条の2第2項に規定する技術上の規格に適合すること
2・消火器は、自動車の走行中の振動・衝撃等により、損傷を生じ又は作動するものでないこと

■液化石油ガス、可燃性高圧ガスおよび酸素の充てん容器を車輌に積載して移動する場合には消火器が必要となります。

移動するガス量による区分	消火器の種類		備付け個数
	消火薬剤の種類	能力単位	
1,000kgを超える場合	粉末消火薬剤	B-10以上	2個以上
150kgを超え1,000kg以下の場合	粉末消火薬剤	B-10以上	1個以上
150kg以下の場合	粉末消火薬剤	B-3以上	1個以上

■車輌に固定した容器(タンクローリー)により移動する場合。

ガスの区分	消火器の種類		備付け個数
	消火薬剤の種類	能力単位	
可燃性ガス・LPガス	粉末消火薬剤	B-10以上	車輌の左右それぞれに1個以上
酸素	粉末消火薬剤	B-8以上	

保持装置の設置についてのご注意

設置の際は、必ず下記要領に従って設置して下さい。誤った方法で設置された場合、保持力が十分に発揮されずバンドが外れる恐れがあります。保持装置の設置は、必ずボルト・ナット(推奨ボルト※又は同等以上の強度を有するもの)などで、全ての取付穴を使用して確実に固定して下さい。

設置方法

●本製品は、下記のいずれかで取り付けて下さい。

正しい取付方向

●平面置き ●側面タテ置き

誤った取付方向

●側面ヨコ置き

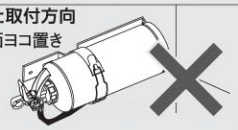

取付注意事項

●不安定な場所には、設置しないで下さい。
●設置面の状態、取付ネジによっては十分な保持力を得られない場合があります。
●保持装置を確実に固定していないと消火器の脱落や誤放出の原因となります。
●全ての取付穴を固定しない場合、特定箇所に荷重が集中し脱落等の原因となります。

取付穴のピッチ・個数は、保持装置の変更により変わる場合があります。

※推奨ボルト YPM-4 :M5サイズ
YPM-10 :M6サイズ
YPM-20 :M6サイズ

▶消火器は目立つところに設置してください。

■消防法第17条の3の3に基づき6カ月に1回以上の点検を、消防設備士等の資格を有する人に依頼して行うようにしてください。
■1度放射されたら、ただちに消火薬剤を詰替えてください。試し放射はしないでください。
※ストップ付の消火器は、放射を一時的にストップすることができます。ただし、長時間放置していると、圧力ガスが漏れて使用できなくなりますので、一度使ったものは最後まで放射してください。使用後は、ただちに新しい消火薬剤の詰め替えを専門の業者に依頼してください。
※カタログ掲載商品は改良などのため、予告なく仕様・規格変更を行うことがあります。ご了承ください。

●あらゆる防災設備・機器のご用命は下記へ……

ヤマトプロテック株式会社

本 社 東京都港区白金台5-17-2 ホームページ http://www.yamatoprotec.co.jp/

大阪・名古屋・札幌・仙台・さいたま・横浜・静岡・広島・松山・福岡/大阪工場・東京工場・中央研究所

※このカタログは、再生紙を使用しています。

03-708-1102.S